

2007年6月28日

千葉大学長
古在豊樹 殿

団体交渉項目の追加について

千葉大学ユニオン委員長 伊藤谷生

6月19日、団体交渉の申し入れを行いました。その後、「自己目標設定・評価」の本格的実施を役員会が考えておられることが明らかになりましたので、同問題にかかわって交渉項目の追加を行います。

「自己目標設定・評価」については昨年度試行されましたが、この件に関しては当初から様々な疑問があり、かつ労働条件にかかわる可能性が指摘されていました。このためユニオンとしては、昨秋における役員会と協議の場で慎重な検討が必要との見解を提示しております。ところが役員会は昨年度において「ほぼ良好な成果を得た」として、今年度は全教員に対して本格的に実施すると伝えられています。このようなことがらを団体交渉なしに実施するというのは、良好な労使関係を阻害する恐れがあります。千葉大学ユニオンとしては、役員会に対して6月の教育研究評議会でも提示されている『実施要項』の性急な決定を行わず、ユニオンとの団体交渉をまず行うことを求めるものです。団体交渉においては、本問題について役員会側から詳しく説明を受けるとともに、『実施要項』に関わって以下の点の確認を求めるものです。

なお、団体交渉を稔りあるものにするために、事前に予備的な折衝を重ねることが重要であると考えます。よろしくお取り計らい下さい。

1. 「自己目標設定・評価カード」の提出はあくまで教員一人一人の自発性に基づくものである。
2. 『個人情報保護法』第15条、第16条の規定ならびに趣旨に従い、『実施要項』の《活用》中、⑦の「諸機関」を具体的に明示する。また、⑧「その他」は削除する。
3. 「自己目標設定・評価カード」は給与査定と連動しない。
4. 千葉大学における個人情報管理システムの不備に鑑み、当面、「自己目標設定・評価カード」の電子媒体による提出は行わない。